

自転車指導啓発重点路線（大野警察署）



① 鍬掛交差点～東中南交差点 (市道 こぶし通り)

選定理由

- 沿線には中・高校が**り**、通学などで自転車利用者が多く**並進する自転車**や**イヤホン等使用**の違反が多く見られるため



①の路線でよく見られる違反形態

- 並進** **イヤホン等使用**
- 無灯火** **携帯電話使用等**



自転車の違反

- ・信号無視
- ・並進
- ・通行区分違反（右側通行等）
- ・通行方法違反（歩道通行）
- ・携帯電話使用
- ・二人乗り
- ・一時不停止
- ・傘差し運転
- ・イヤホン等使用
- ・無灯火

自転車に乗るときのルール

- ・**車道は左側を通行**
自転車は左側に寄って通行しなければなりません。
- ・**並進の禁止**
自転車は、並んで走行してはいけません。
友達だけではなく、すでに進行している自転車に並進することも違反です。
- ・**一時停止義務**
一時停止標識がある交差点では、停止線の手前で必ず一時停止しましょう。
- ・**夜間のライト点灯義務**
夜間、進路を通行する時は、灯火を点けなければいけません。
- ・**二人乗りの禁止**
幼児を幼児用座席に乗せるなどの場合を除き、原則禁止となっています。
- ・**スマホの禁止**
スマホを操作しながら自転車を運転することは禁止です。
- ・**自転車は車道が原則**
高齢者や小さな子供を除き、車道通行が原則です。

